

第4章 『みどりの環境調和都市』実現のための 主たる施策

1 施策の体系

49
ページ

2 リーディング・プロジェクト

51
ページ

3 主な施策の展開

60
ページ

1 施策の体系

本計画では「みどりの環境調和都市」を実現し、これを将来の世代に継承していくために、優先的かつ重点的に取り組む必要がある施策を「リーディング・プロジェクト」として抽出しました。このリーディング・プロジェクトとともに、八王子市の豊かなみどりの保全と緑化の推進を図るための施策を「重点施策」、「中長期的施策」と定めて推進します。

施策の取り組み区分

- リーディング・プロジェクト
みどりの基本計画をけん引する役割を持つプロジェクトです。
- 重点施策
上位計画である環境基本計画の重点取り組みなど、本計画の期間内に優先的に取り組む施策です。
- 中長期的施策
現在実施している施策を含め、中長期的に取り組んでいく施策です。



第3章で設定した6つの方針に基づき、各配置方針とリーディング・プロジェクトの関係を以下に示します。

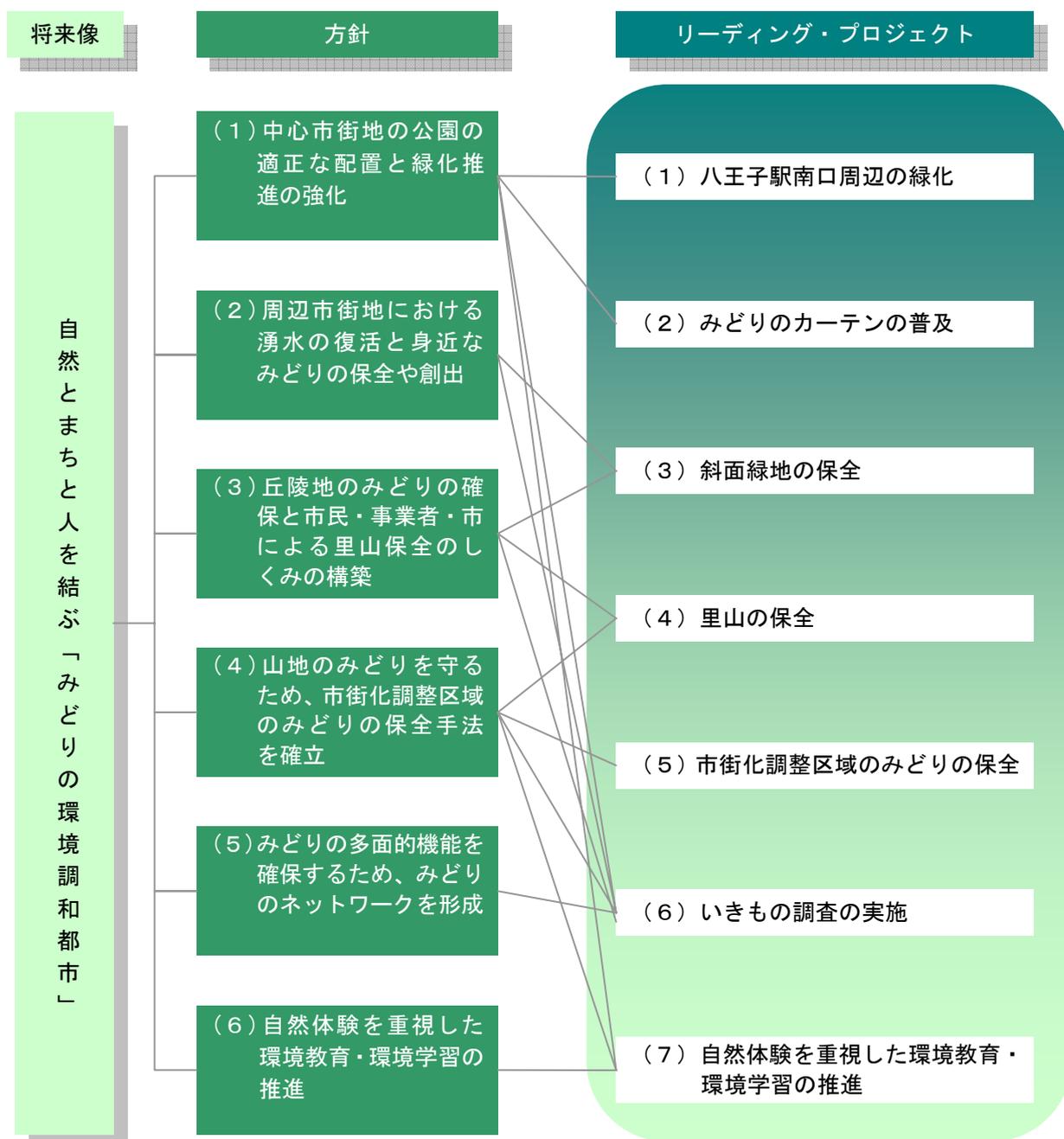


図4-1 各方針とリーディング・プロジェクトの関係

2 リーディング・プロジェクト

本計画を先導するプロジェクト事業として、下記の7つのリーディング・プロジェクトを抽出しました。

- ・ 八王子駅南口周辺の緑化
- ・ みどりのカーテンの普及
- ・ 斜面緑地の保全
- ・ 里山の保全
- ・ 市街化調整区域のみどりの保全
- ・ いきもの調査の実施
- ・ 自然体験を重視した
環境教育・環境学習の推進



(1) 八王子駅南口周辺の緑化

現状と課題

中心市街地は、他の地域に比べてみどりが少ない状況です。しかし、面的な整備が完了しているところが多いため、新たなオープンスペースを確保することはむずかしくなっています。このため、まちにうるおいをあたえるみどりの創出は、特に重要な課題となっています。

施策の方向性と内容

都市景観と調和した「みどりの空間」の創出

平成22年に完成予定の八王子駅南口再開発ビル（サザンスカイトワー八王子）及びペDESTリアンデッキ²⁰（とちの木デッキ）における緑化を進めるほか、「公開空地²¹などのみどりづくり指針」（平成19年 東京都都市整備局）に基づき、周辺の都市景観と調和した「質の高いみどりの空間」を創出していきます。

南口駅前だけにとどまらず、湧水を活用した六本杉公園の整備や回遊性をもたせたみどりのネットワークの形成を推進します。

南口駅前広場「とちの木デッキ」

(テーマ)
季節を感じる陽だまりの庭

(デザインコンセプト)
やすらぎや癒しを感じる広場
季節や時間の移ろいを感じる緑の広場
後背地に広がる丘や緑を感じさせ、ゆっくり時間を過ごしたくなるような広場
多目的に使い、賑わいを感じさせる広場



イメージパース

²⁰ ペDESTリアンデッキ：高架に設置された歩行者用の通路のことです。

²¹ 公開空地：ビルやマンションの敷地などの民有地内の空地のうち、日常一般に開放される部分のことです。

(2) みどりのカーテンの普及

現状と課題

中心市街地は、他の地域に比べてみどりが少なく、特にスペースが限られている個人住宅や事業所では、緑化が進まない状況にあります。また、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量は、八王子市においては家庭からの排出割合が高く、増加率も高くなっています。

こうした現状に対し、家庭や事業所でも、限られたスペースを活用した取り組みを進める必要があります。

施策の方向性

限られたスペースを活用するためには、屋上緑化や壁面緑化などの取り組みの推進はもとより、省スペースで気軽に取り組むことのできる緑化の内容を検討することが必要です。冷房効果のアップ、うるおいのある空間の創出などの効果を期待することができ、プランターなどで気軽に取り組むことのできる「みどりのカーテン」の普及を、地球温暖化対策地域推進計画と連携しながら推進していきます。

施策の内容

- 家庭・事業所への普及啓発
 - ▶ ホームページなどを活用した「みどりのカーテン」の啓発
 - ▶ 「みどりのカーテン」チラシの配付
 - ▶ 苗の配付、種子の配付
 - ▶ はちおうじ省エネ国²²における取り組み
- 公共施設における実施



あつたかホールでの取り組み



浅川市民センターでの取り組み

²² はちおうじ省エネ国：各家庭で地球温暖化防止のためにエネルギーを効率よく使う生活を実践するため、チェックシートに毎月の家庭の電気・ガスなどのエネルギー使用量を記入しながら、省エネ活動に取り組んでもらう事業のことです。



(3) 斜面緑地の保全

斜面緑地保全の必要性

市街地内の丘陵地に残る貴重な斜面緑地は、近年の宅地化などにより減少しています。私たちは、八王子市の財産であるこの豊かなみどりを次世代に継承していく必要があります。特に市街地周辺の斜面緑地のみどりは、私たちの身近な生活圏内にあり、みどりの持つ多面的公益機能（うるおい、動植物の生息・生育環境、環境浄化作用など）の恩恵を受けていることから、こうした貴重なみどりを保全する必要があります。



現状と課題

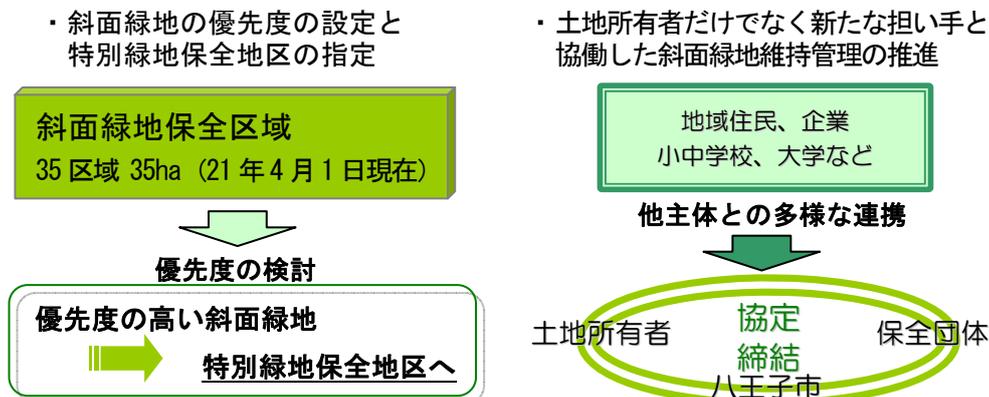
市街地内に残された貴重な斜面緑地のみどりは、保全するための十分な制度的担保が不足しています。そのため、相続が主な原因となる斜面緑地消失への対策、現在進めている斜面緑地保全区域指定の継続や他法令による保全を行っていくことが必要です。

土地所有者の高齢化などにより管理されなくなった斜面緑地は、みどりの持つ公益的機能の低下が顕著になっています。このことを解決するためには、土地所有者の維持管理への支援策の構築や新たな担い手の確保、保全に取り組む関係者への支援策の構築を行っていく必要があります。

施策の方向性

これらの現状や課題から、斜面緑地の保全に以下のような方向性で施策に取り組んでいきます。

- 「市街地内丘陵地のみどりの保全に関する条例」に基づく斜面緑地保全区域の指定を継続していくとともに、保全の優先度を検討し優先度の高い緑地は特別緑地保全地区の指定を検討していきます。
- 斜面緑地保全区域では土地所有者、保全団体、市と協定を結び、維持管理を進めていくとともに地域住民、企業、学校などとの連携を図り保全を進めていきます。



(4) 里山の保全

里山保全の必要性

自然環境の要素のひとつとして、市内の丘陵地の谷戸に残る森林、田んぼや畑などが一帯となった「里山」があります。八王子市内の、こうした里山を含む谷戸の数は、都内において最も多く、景観要素としても重要なものとなっています。

里山は、いきものの生息・生育環境として、また人と自然のふれあいの場として重要な役割を持つなど、みどりの多くの機能を有しています。さらには里山の生活の中で育んできた文化があり、今後とも保全を図る必要があります。



現状と課題

こうしたさまざまな機能や生活文化が根付く里山は、その保全のための制度が充実しておらず、消失の危機にあります。そのために既存の保全制度を強化することや新たな制度の創設について検討していく必要があります。

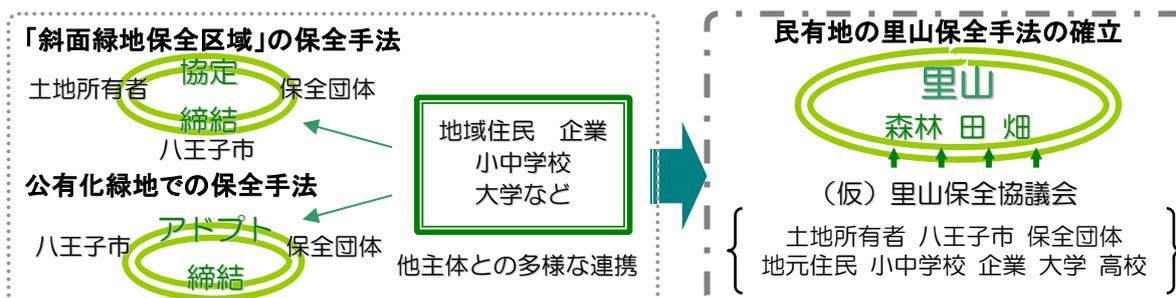
土地所有者の高齢化や燃料革命などの社会的情勢の変化に伴い、管理が放棄された里山は、みどりの公益的機能が低下し、今まで培われてきた生活や文化の継承がむずかしくなっています。

そこで、新たな担い手の確保や、里山保全に取り組む関係者への支援策を構築していく必要があります。また、農林業振興策など経済的基盤からの強化に取り組んでいく必要があります。

施策の方向性

これらの現状や課題から、里山の保全に以下のような方向性で施策に取り組んでいきます。

- 丘陵地の森林・田畑を一体として保全するという視点から、里山の多様な要素を包み込む保全区域の設定について検討していきます。
- 保全優先度の高い緑地について特別緑地保全地区の指定を検討します。
- 斜面緑地保全区域の保全手法や公園アドプトなどで培われた手法を活用し、土地所有者だけでなくさまざまな担い手による協議会を設置するなど、新たな里山の保全手法を確立していきます。



(5) 市街化調整区域のみどりの保全

「調整区域のみどりの保全」の必要性

市政世論調査の結果において、市民の定住意向の理由として、「自然環境の豊かさ」が圧倒的に多くなっています。このような自然環境の最も大きなものとして、西部地域に広がる山々があり、八王子市のまちの背景として重要な景観形成の要素を担うとともに動植物の生息・生育環境、みどりのダムとしての機能を有し、土砂災害などを防止するなど、多面的な機能を有しています。

現状と課題

市街化調整区域には、学校、社会福祉施設、病院、研究所などの施設が設置され、また資材置場、駐車場、霊園、残土置場などの無秩序な土地利用が見られます。

平成19年の圏央道八王子西インターの開通、平成23年度に予定されている圏央道八王子南インター（仮称）の開通や、新滝山街道の全線開通など、利便性が向上することによって無秩序な開発を誘発することも懸念されます。

農地や森林の土地所有者は、農業・林業だけでは生計を立てていくことは困難であり、また高齢化や後継者の不足により、適切な管理がされていない状況が見受けられます。

さらには、豊かな自然環境を保全するための法制度が、実際には機能せずに有効な保全手法となっていないものがあります。

これらの現状を踏まえ、市街化調整区域のみどりについて、量の確保、質の確保の両面から検討をしていくことが必要になってきています。

施策の方向性

- 量の確保
 - 市街化調整区域のみどりの重要度の明確化
 - 都市計画マスタープランとの整合
 - 既設保全制度の活用・強化と新たな制度の検討
- 質の確保
 - 新たな担い手の確保
 - 維持管理など保全に関わる支援策の検討

施策の内容

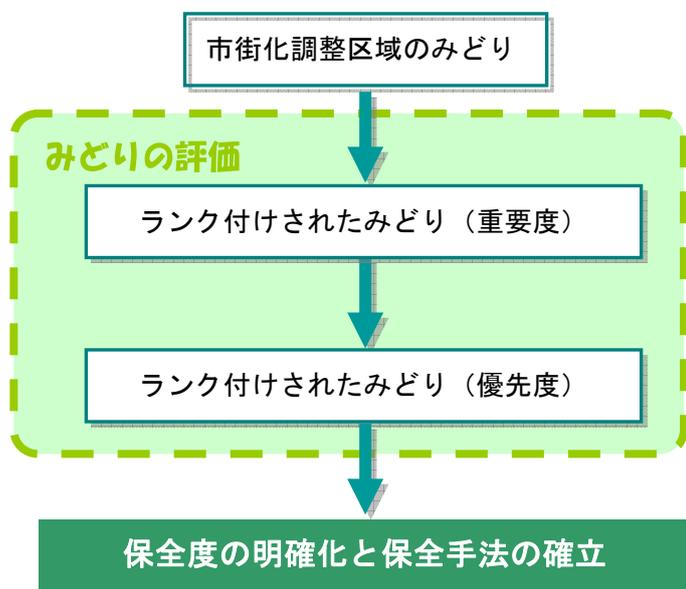
・みどりの評価

八王子市のみどりについて、機能面から調査を行い、市域のみどりの重要度を評価します。加えて、周辺の開発に係る要素の面から調査を行い、市域のみどりの消失の可能性を把握し保全の優先度を評価します。

・保全度の明確化と保全手法の確立の基本的な考え方

みどりの機能面での評価（重要度）やみどりの消失の可能性（優先度）を把握し、保全度の高いみどりをA，B，Cの3段階で評価します。

保全手法は、評価ランクごとに、確実な担保を図る「確保水準1」、許可による行為制限や税の優遇などによる「確保水準2」及び協定や届出制度による「確保水準3」の3つに分けることを基本とします。



西部に広がる市街化調整区域のみどり

(6) いきもの調査の実施

現状と課題

八王子市は、山地・丘陵地・台地などの多様な地形のもと、緑被率が約6割を占め、豊かな自然環境に恵まれています。しかしながら、市内の自然や生態系の実態について把握されていない現状があります。

近年は、身近な動植物が姿を消していくことに対する人々の関心が高まりつつあり、自然環境の保全のために、さまざまな施策の展開や市民・事業者による自発的な活動が増えてきています。また、平成20年には「生物多様性基本法」が制定され、国だけでなく地方自治体、事業者、国民や民間団体の責務が盛り込まれるなど、すべての主体が積極的に生物多様性の保全に取り組むことが求められています。

これらを踏まえ、動植物の実態の正確な把握と、それに基づく適切な対策を図っていくことが必要です。

施策の方向性

- 開発計画などにおいて、保全への配慮を求める基礎資料とするとともに、自然環境の保全、再生を図るための基礎資料とします。
- 市民の協力を得ながら調査を実施することで、自然環境保全への意識を高めます。
- 動植物を保全する取り組みや活動に活用します。

施策の内容

- 情報収集（文献調査・聞き取り調査・目撃情報など）
- 小中学校や地域団体など市民との協働によるいきもの調査
- 専門家による調査委員会などの設置
- データベースの作成
- 情報マップなどの作成



八王子市の鳥「オオルリ」

(7) 自然体験を重視した環境教育・環境学習の推進

現状と課題

今日の環境問題を解消していくには、一人ひとりが環境問題について理解し、できるだけ環境に負荷をかけない生活をしていくことが必要になります。また、このような生活様式・習慣を身につけるためには、幼いころからの意識付けが重要となってきます。特にみどりに関する意識については、実際の自然体験を通じてはじめて植え付けられるものです。さらにこの恵まれた自然環境を、八王子市の財産として後世に残していくために、学んでいくことも必要です。



市民・事業者との協働により、学校での自然体験と地域での環境学習を行っていくこと、また、環境教育・環境学習によって得た知識や経験を、日常生活や事業活動の中で実践していくことが求められています。

施策の方向性

- 家庭、学校、職場、地域などのあらゆる場で、一人ひとりがみどりについて学び考え、行動に結びつける教育・学習の機会をつくります。
- 環境教育・環境学習の担い手を育て、学校や地域などと協働して取り組むことができるネットワークをつくります。
- 環境基本計画の教育・学習分野との整合を図り、みどりの保全活動を活用した環境教育・環境学習を推進します。

施策の内容

- 体験を中心とした環境学習講座の実施
 - 自然体験学習イベントの実施
 - 自然体験を中心とした市民・事業者向け環境講座の実施
 - 斜面緑地保全・里山保全事業の中での自然体験の実施
 - 市民提案を踏まえたプログラムの導入



緑地保全地域での小中学生を対象にした自然体験講座

3 主な施策の展開

前項のリーディング・プロジェクトとともに、第3章で記載した「みどりの4つの区分」、「みどりのネットワーク形成」、「環境教育・環境学習」に係る方針に基づき、主な施策を示します。

(1) 中心市街地の公園の適正な配置と緑化推進の強化

中心市街地には、都市計画緑地でもある浅川の河川敷、国道20号、国道16号沿道など、骨格となる水とみどりの軸があります。しかしながら、他の地域に比べてみどりが少なく、また、公園数、公園面積ともに不足している状況です。

このことから、中心市街地では、快適性の向上や防災機能向上の観点から、気軽にいける公園・緑地の計画的な配置が重要です。また、屋上や壁面などを利用した新たなみどりの創出や、街路樹の設置・多層化など、都市景観を良好なものとするとともに、市民へやすらぎを与えることのできる質の高いみどりを確保します。

公園・緑地の防災機能の充実や水辺の活用などと合わせ、みどりの積極的な確保に努めます。

①公園・緑地の適正な配置と維持管理

JR八王子駅を中心とする市街地では、再開発事業や道路・広場などの整備が計画されています。

一部公園や緑地の充足されていない区域もあることから、地域の状況に応じて新たな公園・緑地の確保に努めるなど、気軽にいける公園・緑地の計画的配置を行います。

うるおいを創出する都市空間を確保するため、既存都市公園の適切な維持管理に取り組みます。



公園の清掃活動

項目	具体的な施策	取り組み区分		
		リーディング	重点	中長期的
1) 気軽にいける公園・緑地の計画的な配置	● 気軽にいける公園・緑地の配置方針の策定		◎	
	● いこいの場・やすらぎの場を確保するために公園・緑地やポケットパーク ²³ を配置			◎
2) 都市公園の維持管理	● アドプト制度など、公園の維持管理への市民参加の継続と拡充		◎	
	● 郷土種による植栽など、生態系に配慮した公園・緑地の維持管理方針の策定・実施			◎

²³ ポケットパーク：道路わきや空き地などわずかな土地を利用した小さな公園のことです。

②屋上や壁面などの空間を利用した「みどり」の確保

中心市街地は、他の地域に比べてみどりが少ない状況です。区域の大部分が面的に開発されており、新たに公園・緑地などを確保するのはむずかしくなっています。

このことから、新たなみどりの創出手法として、屋上や壁面などの活用や駐車場の緑化、学校における校庭の緑化などに取り組みます。

項目	具体的な施策	取り組み区分		
		リーディング*	重点	中長期的
1) 屋上緑化・壁面緑化などの推進	●既存の住宅へのみどりのカーテンなどの普及・啓発	◎		
	●公共施設の建て替え時などにおける、屋上緑化・壁面緑化の推進		◎	
	●駐車場の緑化		◎	
	●JR八王子駅・京王八王子駅及びその周辺部における、みどりのシンボルの構築			◎
	●新築の集合住宅や商業施設への緑化導入事例の公表による、民間事業者への啓発			◎
2) 学校緑化の推進	●みどりのカーテンの普及・啓発	◎		
	●校庭や園庭の芝生化による緑化の推進		◎	



ゴーヤを用いたみどりのカーテン

③都市景観と調和し、市民にやすらぎをあたえることのできる質の高いみどりの整備・保全

JR八王子駅・京王八王子駅及びその周辺部では、市街地開発事業などと連動し、都市景観とみどりの調和を図ります。また、道路整備の際には、目に入るみどりの量を増やすため、街路樹の植栽などにより、特徴あるみどりを創出し、個性的で魅力的な景観形成を図ります。

さらに住宅地では、接道部の緑化や地域の緑化を行うことでみどりの確保を図ります。

項目	具体的な施策	取り組み区分		
		リーディング	重点	中長期的
1) 都市景観と調和した市の特徴となるみどりの創出	● JR八王子駅周辺では、都市緑化拠点として、目に入るみどりの量を増やすことで、特徴あるみどり空間を創出	◎		
	● マルベリーブリッジの緑化推進		◎	
	● シンボルとなる樹木を選定し、統一感のある都市景観の形成			◎
	● 商店街緑化の推進			◎
2) 住宅地のみどりの確保	● 生け垣補助金の継続による、接道部の緑化推進		◎	
	● 苗木の配布などによる地域緑化の推進		◎	



マルベリーブリッジにおける花づくり活動



生け垣に咲いたベニバナトキワマンサク

④身近な水辺のみどりの活用

浅川では、自然の水辺を活かしながら、親水性を重視した護岸・歩道・広場などの整備を進めるとともに、美しい河川の景観を保つため、地域ぐるみで整備・調査などを行います。

項目	具体的な施策	取り組み区分		
		リーディング	重点	中長期的
1) 河川敷をレクリエーション活動の場や環境学習の場として活用	● 国や都と連携し、中心市街地を流れる浅川において、水とみどりにふれあえる機会を増やす			◎
2) 多自然川づくりを地域ぐるみで実施	● 地域住民が主体となった自然環境調査の実施	◎		
	● 河川の自然環境の保全		◎	
	● 地域主体による親水空間の整備方針の策定			◎



ガサガサ探検隊による浅川における自然環境調査

⑤災害時の避難地として、防災機能を有する公園などのみどりの確保の推進

公園や緑地は、災害の防止・緩和あるいは災害時における避難地としての機能も求められます。八王子市では、広範囲に及び火災や地震による倒壊などから身を守るため、大規模な公園や浅川の河川敷などを広域避難場所²⁴として指定しているほか、防災活動を行う拠点として、市立の全小中学校、市内の全都立学校を一時避難場所²⁵として指定しています。

このことから、避難場所に指定される箇所では災害用備蓄品の強化や充実などを図ります。さらに学校のみどりの管理を通し、地域の協力体制を構築することで、防災機能の向上を図ります。

項目	具体的な施策	取り組み区分		
		リーディング	重点	中長期的
1) 避難地として指定される公園などの防災機能の充実	● 広域避難場所となる公園や浅川の防災機能の充実			◎
2) 学校のみどりを地域ぐるみで守り育てる	● 一時避難場所となる学校のみどりを地域ぐるみで守り育てるしくみづくり		◎	
	● 校庭の芝生化、駐車場の緑化、みどりのカーテンの普及・啓発などによる学校緑化の推進		◎	
	● 小・中学校のグラウンドなどの開放推進		◎	



広域避難場所でもある浅川河川敷

²⁴ 広域避難場所：広範囲に及び火災や有毒ガスなどから身を守るために避難所として指定している大規模な公園などのことです。

²⁵ 一時避難場所：地震後に一時的に様子を見るために避難し、正確な情報を得て地域ぐるみで防災活動を行う拠点のことです。

(2) 周辺市街地における湧水の復活と身近なみどりの保全や創出

周辺市街地のみどりは、斜面林、社寺林や屋敷林、街道沿いのまちなみなど、歴史的な背景を持つみどり、住宅地内のみどりなどによって形成されています。

みどりの機能面からみると、日常圏におけるレクリエーション活動を行う場として、拠点となる公園や水辺のみどり、学校・公園などの防災機能を有するみどりが分布しています。

このように多様なみどりが分布する地域ですが、湧水などの失われつつある重要な要素があることや、今後とも開発が行われる可能性が高いことから、自然環境の回復及び開発とみどりととの調和を図ることが特に必要な地域でもあります。

このことから、周辺市街地では、湧水地や斜面林、歴史的な背景を持つみどりの実態を把握した上で、水辺のみどりの整備、身近なみどりの保全の方向性を検討することが必要です。

交流・自然とのふれあいの場として利用される比較的規模の大きな公園や水辺については、地域に密着し、地域のニーズに応じたものにするため、住民参加によるみどりの管理方法について、新たな制度を含め検討していきます。また開発にあたっては、みどりの減少を最小限におさえ、新たなみどりの創出を要請するなど、みどりの保全・創出を図ります。

さらに、公園の不足している地域では、気軽にいける公園を確保するため、生産緑地などを公園化することで、みどりの確保を進めます。

①失われつつある湧水を復活させ、水辺のみどりを整備

市内には、丘陵から平地へと地形が変化する崖線や窪地、谷戸などに多くの湧水が見られ、山間部はもちろんのこと市街地にも多くの湧水が存在します。

このように、市内に点在する湧水は、雨水浸透施設²⁶の設置などの対策を行い、可能な限り保全・活用するとともに、自然の水辺にふれることのできる魅力ある親水空間の場として整備を図ります。



子安神社の湧水

項目	具体的な施策	取り組み区分		
		リーディング	重点	中長期的
1) 魅力ある親水空間の整備	●水・みどりとふれあう機会の拡大のため、湧水点を含む公園・緑地などの整備		◎	
2) 湧水の保全・活用	●いきものの生息・生育環境の保全策を検討するため、湧水に生息・生育する動植物の調査	◎		
	●興味を引くようなマップ作りなど、湧水を活用した魅力ある空間づくり		◎	
	●雨水浸透施設づくりの推進		◎	

²⁶ 雨水浸透施設：地下水かん養対策、雨水流出を抑制するため、雨水を地中に浸透させる浸透管（浸透トレンチ）、浸透ますなどの施設をいいます。

②斜面林や地域特有の歴史的な背景を持つみどりの保全

斜面地の森林は周辺市街地のみどりの量と質を確保する上で極めて大きな役割を果たしています。そのため、緑地の保全制度を活用し、みどりの確保を図ることや重要度に応じた買取りを行うことなどにより、積極的に保全していくことが必要です。

市街地内に点在する社寺林・屋敷林などは、都市施設としてのみどりだけでなく地域制緑地などにより、市民の日常生活にゆとりやうるおいを与える身近な自然環境として保全を図ることが重要です。

このことから、斜面地の森林は、積極的に保全を図り、適正な保全・管理を行います。また、歴史的背景を持つみどりや自然豊かな風致を有する場所については、良好な環境を保全するとともに、市民のいきいこの場として活用を図ります。さらに、巨木調査や巨樹・名木などを活かした散策ルートを構築することで、質の向上を図ります。

項目	具体的な施策	取り組み区分		
		リーディング	重点	中長期的
1) 斜面緑地の保全	●斜面地の森林を斜面緑地保全区域として確保（優先度に応じ、特別緑地保全地区の指定を行う）	◎		
	●保全団体などと連携した斜面地の森林の適正な保全・管理	◎		
	●東京都の緑地保全地域の指定		◎	
	●重要度に応じた緑地の公有化		◎	
	●風致地区などの指定による良好な風致の保全・創出		◎	
2) 社寺林・屋敷林の保全	●様々な保全制度の活用による確保			◎
	●市街地内の巨樹・景観木の保全			◎
3) 歴史的文化財の活用	●巨樹の調査		◎	
	●巨樹・名木などの遊歩道・ルートなどの整備と案内、活用		◎	
	●八王子城跡を史跡（社会通念上安定した緑地）として確保			◎
	●多摩御陵の風致の保全			◎



周辺市街地の斜面林



③身近なみどりの保全

住宅地内では、地域の景観の向上やうるおい豊かなまちなみの形成のため、身近なみどりとして新たなみどりの創出を図っていく必要があります。公園の誘致圏を考慮した計画的な配置を行うほか、住民参加による公園の適切な維持管理ができるようアドプト制度の活用や新たな制度の検討を行い、自治会活動などへの積極的な支援を行います。また、共有スペースの緑化や生け垣づくりの推進により私有地の積極的なみどりの創出を促します。

都市内の農地は、都市防災や環境保全の機能を補完するオープンスペースとして重要な役割を担っています。このことから、市街化区域内に分布する農地については、身近で貴重なオープンスペースとして位置づけ、生産緑地地区の追加指定などにより、その保全を図るとともに、市民農園や体験農園など市民のレクリエーション活動の場としても活用を図ります。さらに、公園の不足している地域では、気軽にいける公園を確保するために、解除する生産緑地を買取り公園化するなど、まちづくりや防災機能の面からも活用します。

項目	具体的な施策	取り組み区分		
		リーディング	重点	中長期的
1) 既成住宅市街地のみどりの保全	●誘致圏を考慮し、都市公園の適正で計画的な配置・確保		◎	
	●住民参加による、都市公園などの適切な維持管理		◎	
	●みどりを守り・育てる活動を行う自治会などへの支援		◎	
	●生け垣づくりの推進による、接道部のみどりの創出		◎	
	●集合住宅のごみ集積所など、共有スペースの緑化			◎
2) 都市内農地などの保全活用	●生産緑地地区の指定により、オープンスペースを確保		◎	
	●市民農園の整備・体験農園の普及により、農地の機能を維持		◎	
	●市域内農地の価値を向上するため、地産・地消の推進		◎	



周辺市街地の農地

④身近な水辺のみどりの活用

浅川では、自然の水辺を活かしながら、親水性を重視した護岸・歩道・広場などの整備を進めるとともに、河川の自然環境を保全するため、地域ぐるみで整備・調査などを行います。

項目	具体的な施策	取り組み区分		
		リーディング	重点	中長期的
1) 河川敷をレクリエーション活動の場として活用	●国や都と連携し、水とみどりにふれあえる機会を増やす			◎
2) 多自然川づくりを地域ぐるみで実施	●地域住民が主体となった自然環境調査の実施	◎		
	●流れ（小川）の保全によるいきものの生息・生育環境の維持			◎
	●国や都と協力した多自然川づくりの推進			◎

⑤開発と調和したみどりの保全と新たなみどりの創出

周辺市街地では、今後とも引き続き、新たな市街地の整備が行われる可能性が高くなっています。

このことから、良好な里山を公園・緑地として確保することの開発事業者などへの要請や、自然環境に配慮した施設整備が必要です。さらに、整備後については新たなみどりの創出について適切な指導を行うほか、伐採した樹木を再利用するなど、可能な範囲での環境影響の低減を図ります。

項目	具体的な施策	取り組み区分		
		リーディング	重点	中長期的
1) みどりを保全するための措置	●開発計画地区内の良好な里山について、まとまりのある公園・緑地を確保		◎	
	●自然環境に配慮した施設整備			◎
2) 環境への影響の低減措置	●伐採樹木などの再利用の検討		◎	
	●事業所緑化の適切な指導		◎	



ニュータウン開発とともに確保されたまとまりあるみどり（栃谷戸公園）

⑥災害時の避難地として、防災機能を有する公園などのみどりの確保の推進

公園や緑地は、災害の防止・緩和あるいは災害時における避難地としての機能が求められます。市では、広範囲に及ぶ火災や地震による倒壊などから身を守るため、大規模な公園や浅川の河川敷などを広域避難場所として指定しているほか、防災活動を行う拠点として、市立の全小中学校、市内の全都立学校を一時避難場所として指定しています。

このことから、避難場所に指定される箇所では災害用備蓄品の強化や充実などを図るほか、新たな公園の整備により、防災機能の充実を図ります。さらに学校のみどりの管理を通し、地域の協力体制を構築することで、防災機能の向上を図ります。

項目	具体的な施策	取り組み区分		
		リーディング	重点	中長期的
1) 避難地として指定される公園の防災機能の充実	● 気軽にいける身近な公園の整備		◎	
	● 公園づくりへの住民参加の推進		◎	
	● 公園の適正配置を確保するため、解除する生産緑地を公園化		◎	
2) 学校のみどりを地域ぐるみで守り育てる	● 一時避難場所となる学校のみどりを地域ぐるみで守り育てるしくみづくり		◎	
	● 校庭の芝生化、駐車場の緑化、みどりのカーテンの普及・啓発などによる学校緑化の推進		◎	
	● 小・中学校のグラウンドなどの開放推進		◎	



避難地でもある小田野中央公園

(3) 丘陵地のみどりの確保と市民・事業者・市による里山保全のしくみの構築

丘陵地に存在する、崖線、森林、里山などは、いきものの生息・生育空間として、また、人と自然とのふれあいの場として重要な役割を担っています。ただし、これらの場所は、市街化が進み、土地利用のスプロール化が見られるほか、里山の放置や土地の一部が建設廃材などの仮置場として利用されるなど、荒廃が進んでいます。また、相続税の負担に伴い売却され、他の土地利用に転換される事例が見られます。

八王子市では、このような箇所について、みどりを保全する方策として、良好な自然環境を形成している森林などを対象に、緑地の保全制度の活用や公有化を図ってきましたが、財政上の課題があることも事実です。

このことから、保全のための法制度を活用するとともに必要に応じて新たな制度の検討を行い、また、現行制度の充実を図るなどさまざまな視点から保全を図っていきます。

森林の適正な管理には、費用と経験を要します。このため、土地所有者の負担の軽減を図るため、森林管理の経験者やNPOのノウハウを活用するなど、さまざまな主体との連携を図る必要があります。

①水田や畑地など、農地の保全

市街化区域の農地は、都市防災や生物多様性の確保などの環境保全の機能を補完するオープンスペースとして重要な役割を担っています。

このため、農地所有者の意向を踏まえたうえで、各種の支援措置による農地の保全、市民農園や体験農園など市民のレクリエーション活動の場として活用します。また、耕作放棄地・遊休農地の活用などを図ります。



高月町の農地

項目	具体的な施策	取り組み区分		
		リーディング*	重点	中長期的
1) 優良農地の保全	● 営農意欲のある農家への集積や農地を活用した取り組みを実施する意向のある農業生産法人などへの貸付けによる保全		◎	
	● 現在利用されている農地について、所有者の意識を把握することにより、継続的な利用に必要な取り組みの把握		◎	
2) 市民農園の整備	● 特定農地貸付法 ²⁷ による農業者・NPO・民間会社などによる市民農園開設の促進		◎	
3) 耕作放棄地・遊休農地の活用	● 里地の確保「田畑を取り込んだ里山の確保」	◎		

²⁷ 特定農地貸付法：「特定農地貸付けに関する農地法などの特例に関する法律」の略です。平成17年の改正により、農地を所有していないNPO法人や企業などが市民農園を開設することができるようになりました。

②里山など丘陵地特有の生物多様性のあるみどりの保全と創出

住宅地から農地、森林などの多様な環境により構成されている丘陵地は、生物多様性のもっとも高い地域と考えることができます。

このため、水とみどりの豊かな自然環境を育んでいる森林・農地・里山などを自然緑地・農地として保全します。また、保健休養や自然環境の重要性を教育する場などとして、その有効利用を促進します。



堀之内里山保全地域

項目	具体的な施策	取り組み区分		
		リーディング	重点	中長期的
1) 里山の保全 (→リーディングプロジェクト)	●都条例、市条例などによる里山の確保	◎		
	●里山の保全方針の策定	◎		
	●田畑を含めた里山の確保	◎		
2) 里山林の管理 (→リーディングプロジェクト)	●里山林・斜面地に位置する森林の調査による、いきものの生息・生育環境の把握	◎		
	●里山管理への支援（拠点施設提供、資源の支給、人的支援）	◎		
	●保全された里山の維持管理への住民参加	◎		
	●里山林の積極的な利活用方法や管理手法に関する指針の作成	◎		

③災害時の避難地として、防災機能を有する公園などのみどりの確保の推進

市では、広範囲に及ぶ火災や地震による倒壊などから身を守るため、大規模な公園や大学を広域避難場所として指定しています。

このことから、避難場所に指定される箇所では災害用備蓄品の強化や充実などを図るほか、避難場所のみどりの管理を通し、地域の協力体制を構築することで、防災機能の向上を図ります。

項目	具体的な施策	取り組み区分		
		リーディング	重点	中長期的
1) 避難地として指定される場の防災機能の充実	●気軽にいける身近な公園の整備		◎	
	●大学の開放化			◎
2) 学校のみどりの保全	●防災拠点の形成			◎
	●地域の協働による管理体制の構築			◎

④斜面地の森林を骨格的なみどりとして保全

斜面地の森林は八王子市の骨格を形成するみどりとして火災の延焼防止機能や市街地の背景としての景観形成機能を有しています。そのため、緑地の保全制度を活用し、みどりの確保を図ることや重要度に応じた買取りなどにより、積極的に保全を図ります。



根付緑地

項目	具体的な施策	取り組み区分		
		リーディング	重点	中長期的
1) 斜面緑地の保全	●斜面地の森林を斜面緑地保全区域として確保	◎		
	●保全団体などと連携した斜面林の適正な保全・管理	◎		
	●東京都の緑地保全地域の指定		◎	
	●重要度に応じた緑地の公有地化		◎	

⑤人と自然とのふれあいの場となる公園・緑地の適切な保全

水とみどりの豊かな自然環境を育てている都立自然公園及び総合公園・運動公園などの大規模な公園の保全や自然と親しめる公園を充実させることで、広域圏のレクリエーションの機能を維持します。



上柚木公園

項目	具体的な施策	取り組み区分		
		リーディング	重点	中長期的
1) 身近なレクリエーション拠点となる公園の整備	●都市基幹公園（総合公園・運動公園）の整備		◎	
	●大規模公園（広域公園）の整備		◎	
2) 自然と親しむことのできる公園の充実	●風致公園 ²⁸ の確保		◎	
	●公園内の自然環境の保全		◎	
	●維持管理への市民参加		◎	

²⁸ 風致公園：良好な水辺、樹林地といった自然環境が残されている土地などを一体として取り込んで整備した公園。

(4) 山地のみどりを守るため、市街化調整区域のみどりの保全手法を確立

山地には、高尾山や陣馬山などの自然度の高い森林をはじめとして広大な森林が広がっています。この市街化調整区域を中心に広がるみどりの多くは、林業の衰退により荒れており、また、みどりの減少をとまなう開発の可能性もあります。

みどりの機能面からみると、大雨時の土砂災害や湧水などを防止するみどりのダムとしての機能を有しています。

このことから、山地では、水とみどりの豊かな自然環境を育てている国立公園、都立自然公園を中心に、良好な自然環境の保全を基本とし、その有効利用を推進します。なお、良好な自然環境を有しながらも法的担保のない北西部の森林は、緑地の保全制度により土地利用規制の強化を図り、開発行為の抑制と森林の適正管理に努めます。

①自然性の高いみどりの保全

市域の南西部には、明治の森高尾国立公園、都立高尾陣場自然公園が山地の南側半分を占めるかたちで位置しており、特に高尾山は、ミシュラン旅行ガイドの三つ星に選ばれ、自然とのふれあいの場として多くの人々が訪れています。

このことから、水とみどりの豊かな自然環境を育てている国立公園、都立自然公園を中心に、良好な自然環境の保全を基本とし、保健休養や自然環境の重要性を教育する場などとして、その有効利用を推進します。

項目	具体的な施策	取り組み区分		
		リーディング	重点	中長期的
1) 国立公園、自然公園地域の保全の継続	● 自然環境調査による希少な動植物の生息・生育環境の把握	◎		
	● 東京都との連携による、国立公園、自然公園地域の保全の継続		◎	



高尾山

②森林の適切な管理により、みどりのダムとしての機能の確保

高尾山から陣馬山、今熊山にかけての広大な森林は、本市のみならず広域的なみどりのダムとしての機能、地球温暖化対策に係る二酸化炭素吸収源としての役割を担っています。また、その林分は、植林地が大部分を占め、高尾山周辺などには自然性の高い森林が残っています。

このことから、引き続き、森林整備計画に基づき適切な保全対策を実施するほか、地球温暖化対策に資するため、間伐と枝打ちの継続的な実施により、二酸化炭素吸収源としての機能の向上を図ります。間伐や枝打ちにはコストが必要となることから、森林再生事業による支援を継続するほか、森林経営に関する人・資金・物資などの補助・支援を図るため、民間事業者やNPOのノウハウを活用するなど、さまざまな主体との連携を図ります。さらに、省資源型社会の構築を目指し、間伐材や枝打ち材のペレット²⁹化などの用途開発、観光での利用など、林業振興のための調査研究を行います。



森林再生事業による間伐作業
(東京都森林組合提供)

項目	具体的な施策	取り組み区分		
		リーディング	重点	中長期的
1) 森林整備計画に基づく適切な保全	●森林整備計画に基づく適切な保全の実施		◎	
2) 地球温暖化対策に係る森林吸収源の確保	●森林再生事業などの継続的な実施（間伐（森林再生事業）と枝打ち（花粉発生源対策）の継続的な実施により、二酸化炭素吸収源としての機能を確保）		◎	
	●林業振興のための調査研究（間伐材や枝打ち材のペレット化などの用途開発、観光での利用など、新たな活用策を検討し、森林の価値を向上）		◎	
	●みどりのリサイクル普及啓発による省資源型社会の構築		◎	
	●カーボンオフセット ³⁰ のしくみの構築		◎	
	●人・資金・物資などの森林経営補助・支援の検討			◎

²⁹ ペレット：製材廃材などに圧力を加えて固めた固形燃料のことです。

³⁰ カーボンオフセット：日常生活や事業活動による二酸化炭素の排出相当量を、森林による吸収や自然エネルギーの利用により相殺しようとするものです。

③市街化調整区域のみどりの適切な保全

林業の衰退により森林の荒廃が進んできています。

市街化調整区域を中心に広がるみどりは、残土処分地や墓地開発などに対し保全のための有効な対策がとれないなど、保全のむずかしさが課題となっています。また、圏央道（首都圏中央連絡自動車道）をはじめとする主要な幹線道路の整備に伴い、開発の潜在性の高まりが見込まれています。

市街化調整区域においては、基本的にはこれまで通り開発の抑制を図っていきます。農業振興計画に基づく計画的な農地の保全や、市街化調整区域のみどりの確保方針に基づく保全地域の指定や開発規制に取り組むことで、みどりの保全・創出と調和を図ります。特に、良好な自然環境を有しながらも法的規制のない北西部の森林は、緑地の保全制度により土地利用規制の強化を図り、開発行為の抑制と森林の適正管理に努めます。

項目	具体的な施策	取り組み区分		
		リーディング*	重点	中長期的
1)調整区域の緑地を守るしくみづくり	●市街化調整区域のみどりの確保方針に基づく保全地域などの指定	◎		
	●守るべき場所の選定などによる開発規制	◎		
	●市街化調整区域の開発の抑制		◎	
	●農業振興計画に基づく計画的な農地の保全		◎	
	●源流域の保全		◎	

④人と自然とのふれあいの場となるみどりの適切な保全

広域圏での利用がみられる国定公園・都立自然公園では、東京都との連携により、自然豊かな地域を今後とも保全していきます。また、レクリエーション拠点である夕やけ小やけふれあいの里や観光農園を周知することにより、人と自然がふれあえる場の充実を図ります。

人と自然とのふれあいの場の保全を継続するためには、情報の共有や管理技術の向上が必要となります。このため、(仮称)高尾の里拠点施設の整備による博物館機能の維持や森林組合との協働、炭焼窯の設置などの支援を図ります。さらに、森林作業体験の場を提供することで、他の都市との交流を促進します。

項目	具体的な施策	取り組み区分		
		リーディング	重点	中長期的
1) 担い手の確保	●森林組合などによる林業体験教室	◎		
	●都市と農村間の交流（森林作業体験の場を提供することで、都市との交流を促進）		◎	
	●(仮称)高尾の里拠点施設の整備による博物館機能の維持と良好な景観形成		◎	
2) 人と自然がふれあえる場の整備	●夕やけ小やけふれあいの里の活用		◎	
	●観光農園の周知		◎	



(5) みどりの多面的機能を確保するため、みどりのネットワークを形成

八王子市には、大規模な公園・緑地などのオープンスペース、高尾山を中心とした自然や歴史・風致地区など多くのみどりの拠点が存在します。

市域を取り囲む山々からは、浅川をはじめとする河川が流れており、水とみどりに恵まれた良好な自然環境を有しています。山地や丘陵地と谷戸が入り組んだ地形を有する多摩丘陵、加住丘陵及び八王子丘陵は、市街地の背景となるほか、いきものの生息地・生育地を結ぶ機能を有しています。さらに、国道20号、国道16号沿道のみどりは、市域のみどりをつなぐ軸としての機能があります。

このように、市域のみどりには多様な機能があります。また、4つに区分したみどりはそれぞれに特性を持ち合わせており、これらをつなぐネットワークを形成することにより、景観形成、生物多様性の保全、防災、水源かん養などの多面的な機能を効果的に発揮することができるようになります。

このことから、みどりの機能を維持するため、公園や身近なオープンスペースの保全を図ります。また、河川・水辺のみどりに関しては、水循環計画の推進や水辺公園などにより水辺の保全・活用、河川緑化を図ります。

街路樹など道路沿いのみどりに関しては、街路樹の適切な維持管理はもちろん、多様な手法による道路緑化を推進します。

さらに、これらの施策を適切に実施するため、市域全域を緑化重点地区とし、緑化を進めるとともに、市域の動植物の生息・生育に関する情報の入手や、みどりの保全基金の財源・活用対象の拡充を図ります。また、みどりの管理に関する情報の発信などにより、市内のみならず市域外のみどりの保全活動団体との協力体制の構築を図ります。

項目	具体的な施策	取り組み区分		
		リーディング	重点	中長期的
1) 公園の整備、身近なオープンスペースの保全	●みどりの機能を補うための整備の推進			◎
	●みどりの拠点となる公園の整備			◎
2) 水辺の保全・活用	●河川の都市計画緑地や河川区域の水辺のみどりの確保		◎	
	●河川空間を活用した水辺のみどりの軸を形成		◎	
	●ネットワークに配慮した緑道の確保			◎
	●貴重な自然環境の保全やビオトープ ³¹ などの水辺空間の創出			◎

³¹ ビオトープ：ドイツ語で生物を意味する「ビオ (Bio)」と場所を示す「トープ (Tope)」の合成語です。本来は1つの生物種にとって必要な空間のまとまりを意味しますが、現在では元来そこにあった自然風景、生態系を回復・保全した区域を指すことが多くなっています。

項目	具体的な施策	取り組み区分		
		リーディング	重点	中長期的
3) 道路の緑化	●イチョウ並木の保全など、国道20号線沿いの修景整備		◎	
	●多摩御陵のケヤキ並木の保全		◎	
	●歩道・中央分離帯の緑化を推進し、騒音の低減、排ガスの防御を図る			◎
	●市街地内への散策路づくり			◎
	●街路樹を整備することにより拠点となるみどりをつなげる			◎
4) 生物多様性のあるみどりの確保	●動植物に係る調査の実施	◎		
	●いきものの生息地・生育地を結ぶみどりの保全・構築		◎	
	●外来種駆除活動の企画			◎
	●事業者に対して生物多様性への配慮を啓発			◎
5) 情報の入手・発信	●国・東京都のみどりに関する情報の入手		◎	
	●みどりに関する情報の発信		◎	
	●保全団体との情報交換		◎	
	●保全団体からの情報発信		◎	
6) 広域圏におけるみどりのネットワークの確保	●近隣市町村のみどりに関する計画との整合		◎	
	●東京都との情報交換		◎	
	●多摩丘陵～三浦丘陵のみどりのネットワークの活用 ³²		◎	
7) 基金の活用	●「みどりの保全基金」の財源及び活用対象の拡充		◎	



国道 20 号のイチョウ並木



モリアオガエルの産卵

³² 多摩丘陵～三浦丘陵のみどりのネットワーク：多摩・三浦丘陵を中心として形成される一塊の緑地群の広域的な緑のネットワーク化を図るもので、丘陵保全に必要な諸施策を広域的かつ効果的に検討することを目的としています。

(6) 自然体験を重視した環境教育・環境学習の推進

住宅地などのみどりを増やし、現在残されているみどりを保全するためには、市民がそれぞれ主体的にみどりに興味を持つことや重要性を理解しみどりを育て、守ることが必要です。

市域全体にみどりを守り・育てる活動を浸透させるためには、市民の努力はもちろんのこと、事業者の協力が欠かせません。

そのためには、環境教育・環境学習の場を利用し、みどりに関する教育と学習を行うことが重要です。なお、その際には、自然教室の開催、実技講習などの野外活動を組み込むことで、みどりを守り・育てる活動を深く普及させる方法も有効です。特に、山地では、水とみどりの豊かな自然環境を育てている固定公園、都立自然公園を中心に良好な自然環境の保全を基本としながら、保健休養や自然環境の重要性を教育する場などとして、その有効利用を推進します。



自然体験活動(館町緑地保全地域)

さらに、東京グリーンシップアクション³³との連携や企業の環境出前講座の活用など、民間事業者と市民・市が協働できるしくみを構築します。

項目	具体的な施策	取り組み区分		
		リーディング	重点	中長期的
1) 環境教育・環境学習の推進	●自然教室の開催、実技講習による、市民意識の向上	◎		
	●はちおうじ出前講座 ³⁴ において、みどりを守り・育てることにし内容充実を図る		◎	
	●みどりを守り・育てることにし大学の公開講座などとの協力・提携		◎	
	●目的・意義などの情報発信		◎	
	●学校での自然教育の推進による、低年齢層からみどりを守り・育てる意識の向上		◎	
	●市民提案を踏まえたプログラムの導入	◎		
2) 市民・事業者・市が協働できるしくみづくり	●八王子市版グリーンシップアクションの展開		◎	
	●企業の環境出前講座の企画、実施、教育プログラムへの活用などによる、企業参加のしくみづくり		◎	
	●ボランティアに対する支援		◎	

³³ 東京グリーンシップアクション：東京都が企業・NPOなどと連携して都の保全地域で行う自然環境保全活動のことです。

³⁴ はちおうじ出前講座：市民の生涯学習活動を支援することを目的とし、学習会などに、市や官公署・企業などの職員が講師として伺い、担当する事業などについて講義や説明をするものです。

